



# 札幌市清田区第1・第2地域包括支援センター



## 総合的な相談・支援

- 本人や家族、地域の方からの相談（ひとり暮らしの高齢者が心配・最近物忘れが多くて心配…など）を受け、必要に応じてご自宅を訪問し、情報提供や必要なサービスにつなぐお手伝いをします。

## 権利擁護、虐待の早期発見

- 高齢者虐待や消費者被害などの早期発見・防止に努めておりまますので、最近ご近所で気になる方がおりましたらご相談ください。また、高齢者的人権や財産を守る権利擁護事業、成年後見制度の活用促進や認知症を正しく理解していただく活動をしております。

『地域包括支援センター』は、札幌市から委託を受け、「総合的な相談・支援」「権利擁護・虐待の早期発見」「介護予防ケアマネジメント」「包括的・継続的ケアマネジメント」の4つの事業を主として、市内27ヶ所設置されております。

札幌市清田区第1地域包括支援センターでは北野・平岡地区、札幌市清田区第2地域包括支援センターでは清田中央、清田、里塚・美しが丘地区を担当しております。

## 介護予防ケアマネジメント

- 介護認定で要支援1・2となった方や、要支援・要介護になる恐れがある方（二次予防事業対象者）が、自分らしく生活できるよう介護予防サービス支援計画の作成を行い、必要なサービスが受けられるよう支援します。

## 包括的・継続的ケアマネジメント

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる清田区になるよう、民生委員や福まち推進委員・医療機関などの関係機関と一緒に地域づくりを目指します。

介護認定を受ける前や認定に該当されなかった場合、必要に応じて介護予防事業への参加をすすめています。また、「要支援1」「要支援2」と認定された方は、介護予防サービスを利用することができます。どちらも地域包括支援センターが中心となって、住み慣れた地域で暮らし続けることができるようご支援させていただきます。

